入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

１　発注者（契約権者）　福島県喜多方建設事務所長　　遠藤　恒司

２　入札に付する事項
公告に示すとおり。

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
公告に示すとおり。
なお、指名停止者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあっては仕入れ先又は卸し先。以下、「仕入先等」という。）となることは認められていないので、応札製品について該当が無いことを確認のこと。
※　福島県出納局ホームページでの指名停止情報に注意すること。

４　入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第３号様式。以下「確認申請書」という。）を下記５の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

５　入札書の提出期限等
(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所
令和８年１１月１３日（金）１７時１５分　福島県猪苗代土木事務所
なお、申請書類は郵送を可とするが、提出期限必着のこと。
(2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所
令和８年１１月２０日（金）１３時３０分　　福島県猪苗代土木事務所
(3) 開札日
令和８年１１月２０日（金）

６　入札書の提出方法
(1)入札書は、指定の入札書（第５号様式）に必要とする事項を記載し、上記５の(2)に指定する日時及び場所へ提出すること。なお、品目毎に入札を行うので、入札書も品目毎に作成すること。
(2)入札書には、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（県からの通知）の写しを添付しなければならない。
(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
ア　入札書には１リットルあたりの単価を記載すること。
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、支払金額は契約金額に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。
ウ　同じ価格をもって入札書を提出した者が２名以上であるときは、福島県条件付一般競争入札（物品購入等）実施要領第13条第２項の規定に基づくくじにより落札者を決定する。

入札書に「くじの数」を設け、あらかじめ任意の値[000～999。空欄をつくらず012のように0（ゼロ）を記載する。]を記入すること。

「くじの数」欄に記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下３桁の数字が記載されたものとみなす。

エ　封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、品目名、開札日を記入すること。

7　入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8　入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記５で指定する日に行う。

(2) 開札は、入札者の立ち会いを求めず、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、開札日以降、入札者に電話等確実な方法により通知を行い、再度入札に付すことができるものとする。改めて設定する入札書の提出期限までに指定の場所へ、郵送または持参により提出すること。再度入札の期限までに入札書の提出がない場合は棄権したものとする。

(4) 再度入札に付しても落札者が決定しない場合、１回に限り再度入札に付すことができるものとする。
なお、それでも落札者が決定しない場合は、随意契約に係る見積合わせを行うものとする。

(5) 落札者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知する。

9　入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までにおいて提出した書類に関し、福島県猪苗代土木事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10　入札心得

(1) 入札者は、入札公告の内容等を熟知のうえ入札しなければならない。
なお、当該内容等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により福島県猪苗代土木事務所に令和８年１１月１３日（金）までに説明を求めることができる。（回答は第２号様式により喜多方建設事務所ホームページに掲載する方法により行う。）

(2) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11　入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することできないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

12　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 上記３の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）

(4) 金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

(6) 同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(7) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

13　落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上あるときは、福島県条件付一般競争入札（物品購入等）実施要領第13条第２項の規定に基づくくじを行い、落札者を定める。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14　契約保証金

(1) 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第１項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15　契約書等の作成

(1) 購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から７日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

(4) 落札者は、「給油伝票」を速やかに福島県猪苗代土木事務所総務課まで提出すること。なお、給油伝票は、落札者の負担とする。

(5) 本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ／https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html）

16　契約条項は、契約書(案)及び財務規則による。

福島県財務規則（抜粋）

別記１（契約保証金の減免）

第２２９条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2)　契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3)　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(4)　施行令第１６７条の５第１項又は施行令第１６７条の11第２項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去２年間に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第１６５号）第99条第９号に掲げる公庫等を含む。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第１項第２号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。

(5)　随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(6)　１件５００万 円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき

(7)から(18)まで　　（略）

第１号様式
（ファクシミリ送信）

入札説明書等に関する質問書

令和　　年　　月　　日

福島県喜多方建設事務所長
（福島県猪苗代土木事務所扱）
（ファクシミリ　０２４２－７２－１４７１）

入札参加者　住　　所
商号又は名称　　（代表者印省略）
代表者職・氏名
電話番号　（　　－　　－　　）
ファクシミリ（　　）

案　件　名	令和８年度下半期燃料単価契約 品目　灯　油　　予定数量　３０，０００リットル
質　　問　　事　　項	

第２号様式

入札説明書等に関する回答書

令和　　年　　月　　日

福島県喜多方建設事務所長
（福島県猪苗代土木事務所扱）

案 件 名	令和８年度下半期燃料単価契約 品目　灯　油　　予定数量　３０，０００リットル
質　　問　　事　　項	
回　　答　　事　　項	

第３号様式

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

福島県喜多方建設事務所長
（福島県猪苗代土木事務所扱）

（〒　　－　　）
住　　所
（ふりがな）
商号又は名称　　印
代表者職・氏名

電　話　番　号　（　　－　　－　　）
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号　（　　－　　－　　）
（作成担当者職・氏名　　）

令和８年１１月　６日付けで公告のありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の４第１項及び第２項のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

１　参加希望品名　　令和８年度下半期燃料単価契約
品目　灯　油　　予定数量　３０，０００リットル

２　物品購入（修繕）競争入札参加有資格者登録について

(1)　登録番号　　（　　）

(2)　有効期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

(3)　営業種目　　（□17燃料・油脂類）

(4)　取扱品目　　（□1702重油・灯油）

３　本店、支店又は営業所の所在地（福島県内にある事務所）
申請人が県内の者である場合は、記載不要。

４　給油所又は代行給油所

５　物品購入（修繕）競争入札参加有資格者にかかる指名停止等の措置の有無について
有　・　無

第４号様式

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和　　年　　月　　日

様

福島県喜多方建設事務所長
（福島県猪苗代土木事務所扱）

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

<table>
<tr><td>購入等件名
及び数量</td><td colspan="2">令和８年度下半期燃料単価契約
品目　灯　油　　予定数量３０，０００リットル</td></tr>
<tr><td rowspan="3">本公告に係る
入札参加資格
の有無</td><td colspan="2">有</td></tr>
<tr><td>無</td><td></td></tr>
<tr><td>入札参加資格がないと認めた理由</td><td></td></tr>
</table>

※１　入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

２　この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、写しを入札書と合わせて提出してください。

第５号様式

入　札　書（見 積 書）

金　額 （税抜）	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

品　　名　　令和８年度下半期燃料単価契約
品　　目　　灯　油

くじの数			

上記のとおり入札（見積）いたします。
令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者職・氏名　　印

※押印を省略する場合のみ記載
本件責任者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）
本件事務担当者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）

福島県喜多方建設事務所長　　遠藤　恒司　様

注）
１　入札書として使用する際は、見積書を二重線で消し込むこと。（見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。）
２　金額は、１リットル当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない。）を記載すること。
３　再度入札（見積）の場合は、入札(見積）書の前に「再」と記入すること。
４　同額入札の際の「くじ」に使用する任意の３桁の値を記入し、空欄をつくらないこと。（０１２のように０（ゼロ）を記載する。記入がない場合は、有資格者コードの下３桁の数値が記載されたものとみなす。）
５　押印を省略する場合にのみ余白に「本件責任者名及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

令和８年度下半期燃料単価契約書

燃料の購入について発注者「　福島県　」を甲とし、受注者「　　」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（給付の内容等）

第１条　この契約の内容は次のとおりとする。

（１）品名、予定数量及び契約単価

品　目	予定数量（ﾘｯﾄﾙ）	契約単価（円）
灯　　油	３０，０００	

※　契約単価には、消費税及び地方消費税は含まない。

（２）契約期間

令和８年１１月２５日　～　令和９年３月３１日

（３）納入場所及び納入方法

猪苗代土木事務所、磐梯町停車場線無散水消雪設備、タンクローリーによる給油

（４）契約保証金

（納入の通知）

第２条　甲の給油の申込みは、その都度給油伝票を乙に交付することによって行うものとする。

２　乙は、前項による書面の交付を受けたときは、その内容を確認し、これと引換えに給油しなければならない。

３　前２項によらないで行った給油の結果、損害が生じても、乙はその損害について甲に賠償を請求することができない。

（検査及び引渡し）

第３条　甲は、必要と認めたときはいつでも品質検査をすることができるものとし、その検査に要する費用は乙の負担とする。

（不合格品の引取り又は取替え等）

第４条　甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。

当該に取替又は、補充後の物品にかかる納入及び検査については、前２条の規定を準用する。

（契約不適合責任）

第５条　甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後１年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

（有償延期及び遅延利息）

第６条　乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

２　前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

３　甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

４　第２項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

５　前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

（天災地変、不可抗力による無償延期等）
第７条　天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第10条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

（代金の支払）
第８条　乙は、毎月の給油実績をとりまとめて、納品書と給油の月日及び数量を明示した給油明細書を月末に、また、支払請求書を翌月の 10 日までに甲に提出しなければならない。
２　前項の支払請求書は、契約単価に数量を乗じて得た額の合計額に、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 号の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき 100 分の 10 を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、消費税等の加算金額に円単位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
３　甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

（甲の解除権）
第９条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
一　乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。
二　乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。
三　乙が解除を申し出たとき。
四　乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
五　乙が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７条）第２条第２号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
六　乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的 非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第５号）第４条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）
第 10 条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の１を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。
一　前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
二　乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
一　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
二　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
三　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
３　第１項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第６条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第１項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額（円未満切り捨て）を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更）
第 11 条　当該契約期間中、市況に著しい変動があり、契約単価が不適当と認められた場合は、甲、乙協議して契約単価を変更することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第 12 条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）
第 13 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の 10 分の２に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第１号又は第２号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第６項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
一　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
二　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
三　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
２　前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）
第 14 条　この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。
２　甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
３　甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（予定数量）
第 15 条　この契約の予定数量をこえて購入する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、この契約の期間中は同一単価をもって購入できるものとする。

（契約外の事項）
第 16 条　この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。
２　揮発油税、地方揮発油税、消費税及び地方消費税の税率改正が行われる場合においては、改正関係法令の施行時において協議するものとする。

（紛争の解決方法）
第 17 条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（書面契約による場合）
本契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。
（電子契約による場合）
本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の４の２に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和　８年　　月　　日

発注者　福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神６番地３
福島県
福島県喜多方建設事務所長　　遠藤　恒司　　印

受注者

印